

「スゴ eco 製品商談会」開催事業委託業務仕様書

1 業務名

「スゴ eco 製品商談会」開催事業委託業務

2 趣旨

循環型社会ビジネスの振興に向け、愛媛県資源循環優良モデル認定制度において認定を受けた製品（以下、「スゴ eco 製品」という。）の普及を図るため、スゴ eco 製品の商談会を開催し、その認知度向上及び販路開拓・拡大を支援する。

3 委託上限額

3,542,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 委託の期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）とする。

5 業務の内容

(1) 商談会の要件

ア 開催日時：令和5年9～10月の平日のうち1日

※商談会開催時の社会情勢（新型コロナウイルス感染症の影響等、以下同じ）を踏まえ、開催中止時における全面オンライン開催等の提案を含めること。

イ 開催場所：松山市内で開催するものとし、会場については委託事業者が提案するものとする。

ウ 出展企業：スゴ eco 製品製造事業者10～15社程度を愛媛県が決定する。

エ 来場者（バイヤー）：県内外の建設・土木・農林業資材関係の調達担当者等のほか、出展事業者のニーズに合わせた業界関係者、行政（土木、農林関係課）関係者など

オ 実施内容：スゴ eco 製品製造事業者のブース商談を実施

(2) 基本事項

ア 準備から開催までのスケジュール調整及び出展企業・関係機関等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理等、全ての業務運営を県と協議の上、実施すること。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。

イ 商談会開催時の社会情勢を踏まえ、密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、開催関係者と来場者との十分な距離の確保等の対策を講じること。なお、詳細については県と協議の上、決定すること。

(3) 会場関係

ア 会場の決定及び使用に係る手続きを行うこと。

イ 会場の装飾・音響、会場の案内看板等の設営及び撤去等を行うこと。

ウ 設営・撤去などの作業時間等については、会場管理者と協議調整を行うこと。

- (4) 商談会出展企業との連絡調整に関すること
- ア 出展企業ニーズの把握及び円滑な出展等のため、事前に出展企業の要望を把握する対応（事前取材シートの作成等）をとること。
 - イ 出展企業との連絡を密にし、出展に係る諸手続きといった業務のほか、連絡調整を十分実施すること。
 - ウ 展示会出展後に各出展企業から商談件数や商談内容等の実績を収集すること。
- (5) 商談会の準備、運営に関すること
- ア ブース制作に当たっては、出展企業ごとに独立した出展スペースを設けること。
 - イ ブースの備品や装飾等については、出展企業の希望に対応できるよう努めること。なお、詳細については県と協議の上、決定すること。
 - ウ 出展企業に対し、より多くの商談機会を提供するため、これまでの事業実績や保有するネットワークを活用し、バイヤー等をブースに集客するとともに、出展企業との個別のマッチング設定や、会期中、出展後の丁寧なフォローアップにより、成約件数の増加に努めること。
 - エ 出展企業とバイヤーが、商談会当日に効果的な商談となる仕組みを提案内容に含めること。
 - オ 来場予定のバイヤーには、県が作成した「えひめのスゴ eco カタログ（電子版）」を事前に配布すること。
 - カ 当日配布資料（会場レイアウト等）を作成・印刷し、来場者に配布すること。
 - キ 出展企業とバイヤーに対し、アンケートを実施し、商談会に対する意見等を収集すること。
- (6) 商談会が中止等になった場合の代替案の提案
- 開催時の社会情勢で商談会の開催中止がやむを得ない場合に、全面オンライン開催など、事業者の商談機会を確保するための代替案について提案すること。
- ※代替案についても審査の対象とするが、当初契約に含めるものではなく、当初契約に盛り込んだ商談会が中止等になった場合に、協議のうえ、変更契約で対応するものとする。
- (7) 集約データの提出
- ア 出展企業の事前の要望を把握したものを集約したデータ。
 - イ 展示・商談会の商談件数や成約率、出展企業とバイヤーからの意見等を集約したデータ
- (8) その他、事業目的を達成するために効率的かつ効果的な業務を行うこと。

6 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに広報手段や商談会の内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

- ・委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できるデータを提出すること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・本業務により制作された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって原則として県に移転する。
- ・広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。